

システム監査について

(システム監査)

17条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、第5条から第16条までに規定する事項についてシステム監査を適切に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を適切に実施するものとする。

事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善を行うものとする。

通 達

(1)「システム監査」は、システムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、文書、記録等を調査、システム各級管理者との面談、作業場等の視察により評価するものであること。

(2)「システム監査」の実施者は、必要な能力を有し、監査の対象となる部署に所属していない等、システム監査の実施に当たって公平かつ客観的な立場にある者であること。

その限りにおいて、企業内部の者、企業外部の者のいずれが実施しても差し支えないこと。

(3)「システム監査」は、少なくとも1年に1回、定期的を実施すること。

また、安全衛生計画の期間中に少なくとも1回は実施すること。

(4)第2項の「必要があると認めるとき」とは、システム監査結果報告に、改善の必要がある旨の記載がある場合をいうものであること。

1 システム監査の実施者

事業場内部の者を監査者とする場合、監査者の独立性及び能力の確保に努める必要がある。

2 システム監査計画の作成

システム監査の確実な実施のために、定期的なシステム監査の計画を作成し、実施する必要がある。

3 システム監査の手順

手順には次のようなものを含む必要がある。

(1) 監査を担当する部門

(2) 監査責任者

(3) システム監査者の要件・能力(研修受講など)

(4) 監査の範囲・内容

(5) 監査の方法(チェックリスト・質問リストなど)

(6) 監査の時期・頻度

(7) 監査結果の報告(結果報告書の様式など)

(8) 改善への対応(プロセスなど)

(9) 記録の保存

4 監査内容

指針の第5条から第16条までに基づき手順化されたシステムが、適切に運用されているかどうかについて、文書、記録、現場視察等により確認することである。

適切に運用されているかどうかの判断の手法の一つとして、目標達成度・計画の実施状況などがある。

もし、達成が不十分であるあった場合は、システムに改善の余地があるということになる。

このほか、日常的な安全衛生活動の実施状況についても確認を行い、システム改善に関する提案を行っていく必要がある。